



東地申
第5号
9月5日

労働時間の適正な管理と「サンライズ瀬戸・出雲」の 車掌乗務体制の改善を求める申し入れ 団体交渉を行う！①

1. 「サンライズ瀬戸・出雲」の車内に置き忘れた公金の入った貸与品の札入れを浜松駅まで労働時間外に引き取りに行った件に関して、東京車掌区が7月12日に本人が引き取りに行くことを容認した理由と、7月30日に浜松駅忘れ物承り所から東京車掌区までの時間を労働時間とした理由を説明し、この問題の課題と対策を明らかにすること。

【会社回答】社員本人からの申し出があったことから、浜松駅で遺失物として拾得されていた札入れを当該社員が引き取りに行くこととした。労働時間については、就業規則に則り取り扱ったところである。

《主な議論内容》

- (組合) 助役との面談の前段で、「予定がなければ自分で取りに行くことになるかもしれないが大丈夫か」という問いかけがあったと分会は把握している。
- (会社) 面談の中身は支社として把握している。現場では「取りに行くことになる」とは投げかけてはいない。本人が「自分で取りに行くと言った」と聞いている。
- (組合) なぜ、浜松駅から東京車掌区までの復路のみが超過勤務なのか。
- (会社) 7月12日に事象が発生し、どこまで超過勤務とするのかは、支社で判断した。現場に確認した。面談後に勤務解放を行い、札入れが浜松駅にあると分かったので、就業規則に基づき、判断した。会社としての取扱いとして、公金が入った札入れを自宅に持ち帰ることはならないので、浜松駅で遺失物を受け取った所から指導助役に渡すまでを超過勤務とした。また一度勤務解放しており、浜松駅まで行っていることから「出張」の取扱いとすることを判断した。
- (組合) 浜松駅へ行くまでと東京車掌区へ戻って来るまで4回私物の携帯電話で職場へ電話をしている。電話で報告をしている以上、業務指示としてみなすべきだ。
- (会社) 電話の内容は把握していないので、確認する。
- (組合) 当日、分会の抗議に対する会社の説明が問題だ。「社会通念的に、サラリーマンだから自分で取りに行くのは当たり前」ということが言われているが、支社としての認識なのか。
- (会社) そのように受け取られたことは事実だ。基本的には、誤解を招くようなことが無いように、お互いの意思疎通を図るために情報共有を行い、しっかり伝えていく。
- (組合) この件に対する課題と対策を明らかにすること。
- (会社) 課題として、取扱いに迷うようなケースはある。誤りが無いように歯止めをかけてきたが今回の方法として託送、助役や指導担当が取りに行くケースもある。どこがベストなのか判断することもある。今後も情報共有して発信していく。

乗務員本人は
助役から言われている!
この回答は認めない!

電話の件は
確認する!

誤解を与えない
意思疎通を
することを確認!

情報共有する
ことを確認!

このような状況はあり得る事象である!

- ・「社員本人からの申し出」=自己申告による労働時間である!
- ・厚生労働省が平成29年1月に発表した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を守るべきだ!

~その2へ 続く~